

令和 6 年度 関西医科大学オール女性医師キャリアセンター
小学校高学年対象病児及び病後児保育支援事業 実施要領

1. 目的

本学に勤務する医師に、病児及び病後児の保育（以下「病児保育等」とする）を利用した際の料金の一部を補助することで、診療などの業務遂行や仕事と家庭の両立の支援を行うことを目的とする。

2. 対象者

本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師（短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む）で、小学校 4 年生から 6 年生の子をもつ者。

※ 申請時に学外出向中や休職中の者は除く。

※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く。

3. 内容

対象者が附属病院等[※]に出勤した日に、地域の病児保育施設、ベビーシッターなどの病児保育により保育事業者へ病児保育等を依頼し、保育料金を対象者もしくはその配偶者が負担した場合に、予算の範囲内で、支払った保育料金のうち、対象となる小学校 4 年生から 6 年生の子 1 人につき 1 回あたり 1 万円、月 3 万円を上限として補助する。ただし、本事業以外の別補助制度を利用した場合には、保育事業者に支払った保育料金から、当該別補助制度を利用して得ることのできる金額を控除した額に対して補助する

※ 附属病院等：関西医科大学附属病院・関西医科大学総合医療センター・

関西医科大学香里病院・関西医科大学くずは病院・

関西医科大学天満橋総合クリニック

4. 期間

実施期間：令和 6 年 7 月 19 日～令和 7 年 2 月 21 日

申請期限：令和 7 年 2 月 28 日

※ 予算額に達した時点で終了することとする。

5. 申請方法

病児保育等の利用後、本人負担額の全額を支払った上で、速やかに下記の書類をオール女性医師キャリアセンターセンター長に提出するものとする。

(1) 小学校高学年対象病児及び病後児保育支援事業利用申請書（別紙様式 1）

(2) 対象となる子の保険証の写し【初回利用時のみ】

(3) 保育事業者を支払った保育料金の領収書等

(4) 本支援以外の補助を利用した場合は、前述の補助金額を証する書類（交付決定通知等）の写し

6. 留意事項

支援の対象は保育料金のみであり、登録料、食事代等は含まない。

7. その他

当支援事業の利用者は、センターが実施するアンケートやセンターが求める活動に協力しなければならない。

8. 申請書などの提出先及び問合せ先

オール女性医師キャリアセンター E-mail : ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp
内 線 : (80) 3855